

泉 区公告第 54 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、介護保険法第 143 条及び地方税法第20条の 2 の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 1 0 月 2 1 日

横浜市泉区長 藤岡 謙二 印

|                                                                           |                        |        |
|---------------------------------------------------------------------------|------------------------|--------|
| 送達を受けるべき者                                                                 | 氏名又は<br>名 称            | 盛島 ふみ子 |
| 送達する<br>書 類 名                                                             | 介護保険料 令和 8 年度 7 月期分督促状 |        |
| (注意)<br>地方税法第20条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。 |                        |        |